

「海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改正案」
の御意見募集について

令和 8年 7月 23日
中 国 運 輸 局

中国運輸局では、「海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改正」を予定しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、同基準の公示を改正する際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

1. 意見募集対象

海上運送法第4条第6号の審査基準(サービス基準)に関する公示の一部改正案

2. 意見募集期間

令和 8年 7月 23日(木) ～ 令和 8年 8月 24日(月)まで

3. 意見の提出方法

別紙の意見提出様式に記入の上、以下の方法で、日本語にて意見を提出してください。なお、電話による意見の受付は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

[電子メール(テキスト形式)による提出]

国土交通省 中国運輸局 海事振興部 旅客課

電子メールアドレス : cgt-ryokaku★gxb.mlit.go.jp

(送信の際は、「★」を「@」に置き換えて送信してください)

※件名を「サービス基準に関する公示の一部改正案」としてください。

4. 留意事項

- ・氏名(法人その他の団体にあつては名称)については、御意見の内容とともに公表させていただきます可能性がございますので、御承知おきください。
公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。
- ・住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

5. お問い合わせ先

国土交通省 中国運輸局 海事振興部 旅客課

TEL:082-228-3679